

大規模小売店舗立地法に基づく住民の意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったため、同法第8条第3項の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和8年3月6日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ザ・ビッグ小倉熊本店

北九州市小倉北区熊本四丁目1329-7外25筆

2 届出の概要

（1）届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社

代表取締役 中川伊正

福岡市東区香椎浜二丁目8番30号

（2）大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1983.12平方メートル

3 意見書の概要

（1）意見書を提出した者

熊本町内会

（2）意見書の内容

ア 右折入出庫可であり、バス及び緊急車両の通行に影響が生じることが懸念されるため、できる限り常時、交通誘導員の配置を求める。

イ 出口3の開設に伴い、歩道と車道の分離明示など、歩道の確保を求める。

ウ 夜間の安全対策の徹底及び問題発生時の迅速な対応を求める。

エ 今後も夜間営業に対する意見要望に真摯に対応することを要望する。

4 関係書類の縦覧

（1）縦覧期間

令和8年3月6日から令和8年4月6日まで

（2）縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課